

## 随意契約理由書

箕面川ダムは昭和42年に北摂地域を襲った集中豪雨を契機に、箕面市粟生間谷の箕面公園内に建設され、箕面市から豊中市までの9.9km<sup>2</sup>の氾濫を防止する効果を持つダムです。降雨時にダム上流で降った雨は一定の流量までは、逆サイフォン方式（自然調節方式）により箕面川に流れ出ますが、一定の流量以上はダムに貯留され、箕面川下流への大幅な流量の増加を抑える働きをします。また、ダムの貯留量が総貯水容量を超えた場合には、流水が非常用洪水吐へ越流し自然流下により箕面川に流れ出ます。

本業務は、箕面川ダムにおいて、電気設備の確実な稼働並びに機能及び性能保持に万全を期すために当該設備の修繕を行うものです。

本業務の対象となる設備は、気象観測装置、無停電電源装置等であり、関連する他の設備と一体となって機能を発揮するものです。当該設備の修繕には高度な技術と精度を必要とし、各設備の詳細まで熟知していることは当然のこと、システム全体の構成を理解したものでなければその目的を達することができません。これら対象主要設備は、三菱電機株式会社が設計・製作・据付した設備であり、その修繕には、同社が保有する独自の技術、また同社のみが有し他社では知り得ない技術（一般的には社外秘である設計製作基準や設計製作図等）に基づかなければ、履行することが困難です。また、三菱電機株式会社は、同社が納入した設備の保守については、その保有する技術情報等を含め、一括して西菱電機株式会社に移管しております。

以上のことから、本契約内容は、西菱電機株式会社に履行させる以外に、その目的を達成することができないため、西菱電機株式会社より見積もりを徴収することとし、その見積価格が予定価格内であった場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

## 比較見積省略理由

本業務については、特定の者でなければ履行できない為、大阪府財務規則運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。